

スタートアップへのビジネス・知財メンタリング支援について

- スタートアップの企業価値の向上は、ビジネス戦略を具体化するだけでなく、事業化を見据えた強固な知的財産権の取得が不可欠であり、そのためにはビジネスと知的財産の相互関係を的確に理解し、両者を有機的に連動させた戦略設計を行うことが必要です。
- 本事業では、沖縄県における創業前の個人及び創業期のスタートアップを対象に、ビジネスと知的財産の関係性を体系的に整理するとともに、両者を統合した戦略構築を支援するメンタリングを実施します。

ビジネス面のサポートだけでなく、知財面もメンタリングで適切にサポートします。

沖縄総合事務局が調達する請負事業者にて支援を実施

メンタリング 2時間×3～4回

課題等のヒアリング

ビジネスと知財の関係を提示

支援対象者からFB

ビジネスメンター 1名
知財メンター 1名

ビジネス面の支援だけでなく、知財面での支援も実施。

- ✓ 大まかな他社の先行技術調査 ※
- ✓ 事業シナリオと知財の関係整理
- ✓ 出願や技術公開のタイミングは？
- ✓ 周辺技術、改良技術の保護は？
- ✓ ビジネスを守る強い特許になっているか？
- ✓ ネーミング、社名の商標登録に関すること？ 等

※全ての支援者に実施。J-PlatPat等のツールによる他社の先行技術、動向、競合の存在を大まかに把握するレベルで実施

本事業における支援の終了後においても、下記のINPIT関連の支援策の利活用も可能

スタート
アップ向け
知財アクセラ

IPAS↑

市場・戦い方・
連携相手を見極める

IP ランドスケープ
支援事業

加速的支援

知財戦略エキスパート

※スポットでの専門家派遣

支援対象者の公募について

公募期間	2026年4月13日～5月22日（予定） ※沖縄総合事務局のHPより申し込み。公募要領を事前にご確認ください。
応募要件	✓ メンタリングに対し、能動的かつ積極的に参加する意思を有すること ✓ 自社の強み（知的財産）を経営に活用することに対して、興味や意欲、課題認識等を有していること ✓ 産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の取得対象となり得る技術やアイデアを活用した商品・サービスの研究又は開発を行っていること 等
支援対象	✓ 沖縄県内において事業を営む創業期（設立から3年程度）のスタートアップ（個人事業主を含む。） ✓ 沖縄県内において創業を予定している個人
回数・時間	✓ 2026年7月頃～2027年2月頃までに合計3～4回程度を予定 ✓ 1回あたり2時間程度
選定方式	沖縄総合事務局での審議を経て、支援対象者を決定（6月頃予定） ※必要に応じて沖縄総合事務局からヒアリングを実施する可能性あり（5月下旬～6月上旬頃）
選定予定件数	2～3者程度を選定 ※支援対象者として選定されなかった場合でも、本事業外でINPITを活用した支援を調整いたします。
実施形式	初回は原則、対面形式。2回目以降はオンライン形式でも可
費用	無料 ※対面のメンタリング等で生ずる支援対象者の移動費は自己負担

支援対象者の公募について

メンター	✓ 支援対象者の事業領域や課題に応じて、事務局において適切なメンターを選定（ビジネスメンター1名、知財メンター1名を予定） ✓ 専門家は、スタートアップ支援の経験がある弁理士、弁護士、経営コンサルタント、ベンチャーキャピタリスト等から選定
支援内容（例）	①ビジネスメンタリング ✓ 事業計画のレビュー ✓ ビジネスモデルのブラッシュアップ ✓ 成長戦略、マーケティング戦略、資金調達等に関する助言 等 ②知財メンタリング ✓ 大まかな他社の先行技術調査 ※ ✓ ビジネスに連動した必要な知財戦略の整理 ✓ 必要な知財戦略に関するアドバイス（以下は例示） ・ ビジネスモデルを守るための特許の範囲に関すること ・ 出願及び技術公開の適切なタイミングに関すること ・ ピッチでの情報開示の範囲に関すること ・ 周辺技術、改良技術の権利化に関すること ・ ネーミング、社名の商標登録に関すること 等 ※全ての支援者に実施。J-PlatPat等のツールによる他社の先行技術、動向、競合の存在を大まかに把握するレベルで実施